

I. 事務及び事業の見直しに係る整理表①

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
事務及び事業名	労働安全衛生に関する調査研究		
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	社会的・行政的ニーズの高い、死亡・重大災害を中心とした労働災害を防止するための各種災害現象の解明及び災害防止技術の開発に関する調査研究を行うとともに、労働者の健康の保持増進に寄与するため、社会的・行政的ニーズの高い職業性疾病等を中心とした労働衛生に関する調査研究を幅広く行う。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	1 労働災害防止等に資する調査研究への重点化等 労働災害防止、職場における労働者の安全と健康に資する調査研究等に重点的に取り組むため、次の措置を講じる。 ① 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。 ② 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生水準向上のための基盤的知見が必要であることから、日本学術振興会科学研究費補助金（以下、「科研費」という）等の競争的研究資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化する。 ③ 中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。さらに、開発した機器等については、特許の取得、JIS や ISO への標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。 ④ 平成 26 年 11 月に設置した過労死等調査研究センターにおいて、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に 推進する。 2 統合による相乗効果の発揮 本法人は、平成 28 年 4 月に労働者健康福祉機構と統合することが予定されている。また、その際、統合にあたっては、バイオアッセイセンター事業（化学物質等の有害性調査）を、統合後の新法人の業務に追加することとなっている。これらのことを踏まえつつ、この統合等に当たり、<u>本法人が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、独立行政法人労働者健康福祉機構の労災病院が持つ臨床研究機能とが、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう、以下のような五つの分野の研究課題に取り組む。</u>		

	・過労死等関連疾患（過重労働） ・石綿関連疾病（アスベスト） ・精神障害（メンタルヘルス） ・せき損等（職業性外傷） ・産業中毒等（化学物質ばく露） なお、これらの統合による相乗効果を発揮するための研究については、運営費交付金のみならず、外部研究資金の活用も考慮する。 また、上記の統合による相乗効果を発揮する研究への取組を踏まえつつ、<u>これまで労働安全衛生総合研究所において取り組んできた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及・活用などを行うための体制を維持する。</u>
上記措置を講ずる理由	1 労働災害防止等に資する調査研究へ重点化等 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発など、研究所が担うべき真に必要な業務に重点化するとともに、他の機関との役割分担を行いつつ、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより社会の期待により一層応えていくため。 2 統合による相乗効果の発揮 平成 28 年 4 月に予定されている労働者健康福祉機構との統合により、<u>従来からの安全衛生総合研究所における調査研究の取組を後退させることなく、統合による相乗効果を発揮することが求められているため。</u> 『労働者の健康をめぐり諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。（平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会附帯決議）』

I. 事務及び事業の見直しに係る整理表②

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	府省名	厚生労働省
事務及び事業名	労働災害の原因の調査		
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	行政からの依頼に基づき、高度な専門的知見を活用し、多様化、複雑化する労働災害の原因調査を行い、行政における再発防止対策立案を支援する。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	引き続き、労働安全衛生法第 96 条の 2 に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等を踏まえた再発防止対策の提言や研究所の行う災害防止のための研究への活用・反映を行う。さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。		
上記措置を講ずる理由	労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法に定められた労働安全衛生総合研究所の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、再発防止対策への活用を図る必要があるため。		

Ⅱ. 組織の見直しに係る整理表

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	労働者健康福祉機構と統合する(平成 28 年 4 月 1 日)。	<u>研究試験企画調整部(仮称)を設置する。</u>		
上記措置を講ずる理由	平成 27 年 4 月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」により、労働者健康福祉機構と統合し、労働者健康安全機構とすることとされている。	本法人の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労働者健康福祉機構が持つ臨床研究機能とを活用した研究を推進し、統合による相乗効果を最大限発揮するとともに、従来、本法人が行ってきた調査研究業務が、統合により後退することがないように、十分な体制を維持するために必要な措置を講ずるため。 『労働者の健康をめぐり諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効		

		果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。 また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。(平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会附帯決議)』。		
--	--	---	--	--

Ⅲ. 運営の効率化に係る整理表

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	1 業務運営の合理化 労働者健康福祉機構との統合に当たり、統合後、統合効果を発揮していく過程の中で、管理部門の効率化等運営体制を合理化する。その際、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務が後退することがないように十分な体制を維持する。 2 優秀な人材の確保及び育成 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや本人の研究業績、経験、将来性等を考慮した柔軟な採用、計画的な研修の実施、若手研究員による科研費等の競争的研究資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置等を行う。さらに、研究員の能力開発を図るためのキャ	・ 従来から研究所内で実施してきたWEB会議の運用拡大を図り、コストの削減を図る。 ・ 研究所関連部署間において、順次、電子決裁を拡大するなどにより、コストの削減を図る。	統合後においては、新法人のスケールメリットを活かして、新法人における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。	

	リア・アップを戦略的に実施する。 3 外部研究資金の活用 外部研究資金については、統合による相乗効果を発揮するための研究への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、本法人の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置いた外部研究資金の獲得を図る。 4 情報セキュリティの強化 今後とも、情報セキュリティ対策について、ハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を継続する。			
--	---	--	--	--

上記措置を講ずる理由	1 業務運営の合理化 統合の機会に業務運営の合理化を図るため。 2 優秀な人材の確保及び育成 限られた人員の中で労働安全衛生に関する調査研究を後退させず、かつ統合による相乗効果を発揮させるには、優秀な人材の確保と長期的視点に立った若手研究員の育成が不可欠であるため。 3 外部研究資金の活用 統合による相乗効果を発揮するための研究への活用及び機動的な研究の促進のため。 4 情報セキュリティの強化 信頼を揺るがすことにつながる個人情報等の漏えいを防止するため。 『労働者の健康をめぐり諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災	労働者健康福祉機構との統合に当たり、各施設間の十分な意思疎通・情報共有を図る必要がある。	一層の業務の効率化を進める必要がある。	
-------------------	--	---	----------------------------	--

	病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないように十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。(平成27年4月23日参議院厚生労働委員会附帯決議)』。			
--	--	--	--	--

IV. 財務内容の改善に係る整理表

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし	機動的な研究の促進を図るため、社会的・行政的ニーズの高い分野に重点を置いた競争的研究資金の獲得を図る。 また、若手研究員による科研費等の競争的研究資金による研究の促進を図る。 (再掲)		
上記措置を講ずる理由		社会的・行政的ニーズの高い分野への重点化及び運営費交付金以外の自己収入を確保する必要があるため。 また、若手研究員の育成も必要であるため。(再掲)		